

日高市役所 都市計画課

日高市役所都市計画課では「住み続けたい」と思えるまちづくりに取り組んでいます。

今回は、都市計画と、開発行為についてご紹介します。

（計画推進・企業誘致・住宅政策担当）

都市計画についてご紹介します。

都市計画とは、まちの健全な発展と秩序ある整備を図るため、また、住民が安全で快適に生活できるように、長期的かつ総合的な視点でまちづくりの一定のルールを定めています。住宅地域や工業地域を区分したり、生活に欠かせない道路、公園、下水道などの整備を計画的に進めるための計画でもあります。

日高市は全域が「川越都市計画区域」に指定されています。さらに市街化を促進する「市街化区域」と市街化を抑制する「市街化調整区域」に区分され、農地や山林などと調和したみどり豊かなまちづくりを進めています。

また、市内11地区に地区ごとのまちづくりルールを定めた地区計画が指定されています。今後も住みやすいまちづくりに向けて、皆様のご協力をお願いいたします。

（建築指導・開発指導担当）

開発行為とは、建築物の建築や特定工作物の建設のために、

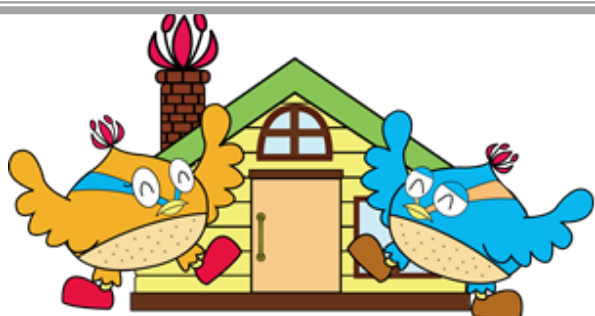
- ① 区画の変更（道路や水路などを新設・拡幅・付替え・廃止する行為）
 - ② 形状の変更（造成などで土地の形状を変える行為）
 - ③ 性質の変更（農地・山林などの土地を、建築物を建築するための敷地に変更する行為）
- のいずれかを行うことをいいます。

市街化区域や市街化調整区域内のうち、都市計画が定められている区域内で一定以上の面積で開発行為を行う際に許可が必要になります。

市街化区域では、用途地域に見合った建築物であれば建築することができます。

市街化調整区域は、一般的には建築物の建築は許されていない区域となります。ですが、その中でも技術基準（都市計画法第33条）を満たし、立地基準（都市計画法第34条各号）に該当するものであれば、建築できる可能性があります。建築を検討されている方がいましたら、市街化区域・市街化調整区域限らず、電話でのお問い合わせや、窓口にてお気軽にお問い合わせください。

その他の都市計画課での取り組みについては、今後も定期的に発信してまいります。



問い合わせ先

日高市：日高市役所 3 階都市計画課

電話：042-989-2111